

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る 令和 9 年度事業の計画認定について

【協議内容】

- 山北町が富士急モビリティ(株)に委託して運行している山北町内循環バスは、令和 7 年度事業（R6.10～R7.9）から地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の 2 分の 1）を活用して運行している。（補助対象系統は、町内循環ルートのみ）
- この補助金を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合、補助対象系統の運行に係る地域公共交通計画（別紙）を作成し、市町村協議会（本町においては山北町地域公共交通会議）で協議し了承を得た上で、国へ計画認定申請する必要がある。
- このため、本会議において、令和 9 年度事業（R8.10～R9.9）の山北町内循環バスの補助対象系統に係る地域公共交通計画（別紙）について協議するものである。

○補助金スケジュール（計画認定～入金まで）

R 9 事業年度（補助対象期間：令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月）

- 令和 8 年 6 月 計画認定申請書を提出（法定協議会）
- 令和 8 年 9 月 国の計画認定
- 令和 9 年 11 月 交付申請書提出（法定協議会）
- 令和 10 年 1 月 事業評価（法定協議会）
- 令和 10 年 3 月 交付決定・額の確定通知
- 令和 10 年 4 月 補助金交付・入金

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 山北町地域公共交通会議
住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
代 表 者 氏 名 会長 岡村 敏之

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日

(名称) 山北町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町における公共交通機関は、路線バス（富士急モビリティ）、鉄道（JR御殿場線）、タクシー、高速バスが運行されている。また、町では、民間バス事業者が路線退出した地域を補完するために運行している山北町内循環バス、山北地区の小中学校へ児童・生徒を送迎するスクールバス、高齢者などを対象としたタクシー助成などの移動支援事業を実施している。

しかし、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、学生や高齢者をはじめとする移動手段の確保が課題となっており、こうしたことがまちづくりにも大きな影響を与えている。

このため、町では、令和6年3月に山北町地域公共交通計画を策定し、本町のめざす地域公共交通の基本方針を定め、それを実現するための施策・事業を位置付けたところである。

本町において、地域公共交通網を構築するためには、町内で運行されている各公共交通機関が提供するサービスの特徴や役割に基づき、相互に補完し合うことが必要であり、特に山北町内循環バスについては、地域内公共交通として、地域内（一部新松田駅にもアクセス）の移動と公共交通空白地域の解消を担う支線路線として重要な役割を担っている。

このため地域公共交通確保維持事業の活用により、この路線の安定的な運行を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

補助系統に関する定量的な目標を次のとおり定める。

- ・ 山北町内循環バスの利用者数を 23,000 人/年以上とする。
- ・ 山北町内循環バスの収支率（運賃収入/委託料）を 0.18 以上とする。

※山北町地域公共交通計画 79 ページに記載（全体目標）

(2) 事業の効果

山北町内循環バスの運行を維持することにより、高齢者や児童・生徒などの日常生活における必要な移動手段が確保される。

また、当該バス路線は、鉄道駅や幹線バス路線にも接続しているため、交通ネットワークが形成され、町民はもとより観光客など多様なニーズに対応できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・便数や運行ダイヤの見直し（山北町、富士急モビリティ㈱）※R8.4 実施
- ・ポケット時刻表の作成・配布（山北町）
- ・バス待ち環境の整備（山北町、富士急モビリティ㈱）
- ・広域バスマップの作成・配布（県西地域2市8町）
- ・公共交通マップの作成（山北町）
- ・新規車両（ワゴン車）の導入（山北町、富士急モビリティ㈱）※R8.4 実施

※山北町地域公共交通計画 70、76 ページに記載

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る山北町内循環バスの町内循環ルート運行に係る費用総額は、16,000 千円（R8 見込額）であり、山北町が全額負担している。

なお、運賃収入及び国庫補助金については、運行経費に充てる。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や数値について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和5年2月28日(第1回) 法定協議会設立(要綱制定、役員選出等)
 - ・ 令和5年6月30日(第2回)
 - ・ 令和5年10月11日(第3回)
 - ・ 令和5年12月25日(第4回)
- } 山北町地域公共交通計画策定にかかる協議
- ・ 令和6年2月19日(第5回) 山北町地域公共交通計画案の最終確認
 - ・ 令和6年6月25日(第6回) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画認定申請について合意を得る。
 - ・ 令和7年3月19日(第7回) 山北町内循環バス運行事業の見直しについて
 - ・ 令和7年6月25日(第8回) 山北町内循環バス運行事業の見直しについて
- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画認定申請について合意を得る。
- ・ 令和7年11月25日(第9回) 山北町内循環バス運行事業の見直しについて
 - ・ 令和8年1月28日(第10回) 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
山北町内循環バスの新たな車両導入及び移動円滑化基準適用除外について
 - ・ 令和8年6月17日(第11回) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画認定申請について合意を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

山北町地域公共交通計画の策定にあたり、令和5年11月に公共交通に関する町民アンケート調査(町民1,500人に配布、回収率52.8%)を実施した。その結果、山北町内循環バスはバス路線沿線に住んでいる高齢者などの買い物、通院の重要な移動手段であるため、運行を維持するとともに、運行便等の見直しを求める意見が見られたため、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301-4

(所 属) 山北町企画総務課企画班

(氏 名) 瀬戸 靖

(電 話) 0465-75-3651

(e-mail) kikaku-soumu@town.yamakita.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例措 置	運送 継続 特例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山北町	富士急モビリティ株式会社	(1) 東部循環	向原	原耕地	川村小 学校入 口	往 4.0km 復 km	244日	122回			路線定期 運行	①	向原で補助対象地域間幹線系 統富士急モビリティ㈱の新松田 駅～西丹沢ビジターセンター線 と接続	③
	富士急モビリティ株式会社	(2) 東部循環	山北駅	川村小学 校入口	山北駅	8.5km 循環	244日	488回			路線定期 運行	①	山北駅・向原で補助対象地域 間幹線系統富士急モビリティ㈱ の新松田駅～西丹沢ビジター センター線と接続	③
	富士急モビリティ株式会社	(3) 西部循環 (平山先回り)	山北駅	川村小学 校入口	山北駅	6.6km 循環	244日	732回			路線定期 運行	①	山北駅で補助対象地域間幹線 系統富士急モビリティ㈱の新松 田駅～西丹沢ビジターセンター 線と接続	③
	富士急モビリティ株式会社	(4) 南部循環 東回り (向原先回り)	山北駅	原耕地	山北駅	10.9km 循環	361日	1,922回			路線定期 運行	①	山北駅・向原で補助対象地域 間幹線系統富士急モビリティ㈱ の新松田駅～西丹沢ビジター センター線と接続	③
	富士急モビリティ株式会社	(5) 南部循環 西回り (平山先回り)	山北駅	原耕地	山北駅	10.9km 循環	361日	1,083回			路線定期 運行	①	山北駅・向原で補助対象地域 間幹線系統富士急モビリティ㈱ の新松田駅～西丹沢ビジター センター線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山北町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	8,844
交通不便地域等	

※R7国調値

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山北町地域公共交通計画	令和6年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

令和9年度山北町内循環バス運行計画（フィーダー補助対象路線のみ）

1. 計画運行日数

令和8年度（年間）	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平日	21日	19日	22日	19日	18日	22日	21日	18日	22日	21日	21日	20日	244日
土休日（祭日含）	10日	11日	8日	9日	10日	9日	9日	13日	8日	10日	10日	10日	117日
計	31日	30日	30日	28日	28日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	30日	361日

開始日	10月1日	11月1日	12月1日	1月4日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日
終了日	10月31日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日
月間日数	31日	30日	30日	28日	28日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	30日

祭日	10月12日	11月3日 11月23日	1月1日 1月11日	2月11日 2月23日	3月22日	4月29日	5月3日 5月4日 5月5日	7月19日	8月11日	9月20日 9月23日
----	--------	-----------------	---------------	----------------	-------	-------	----------------------	-------	-------	----------------

運休日 (4日間)	12月31日	1月1日 1月2日 1月3日
--------------	--------	----------------------

2. 計画運行回数

運行系統名	系統キロ程	運行便数		運行日数		運行回数		
		平日	土休日	平日	土休日	平日	土休日	合計
(1) 東部循環	4.0km	0.5	0	244	0	244	0	122
(2) 東部循環	8.5km	2	0	244	0	488	0	488
(3) 西部循環平山先回り	6.6km	3	0	244	0	732	0	732
(4) 南部循環東回り	10.9km	5	6	244	117	1,220	702	1,922
(5) 南部循環西回り	10.9km	3	3	244	117	732	351	1,083

山北町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
山北町地域公共交通計画 20、21、66、83 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
山北町地域公共交通計画 21、84 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
山北町地域公共交通計画 20、83 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
山北町地域公共交通計画 79、81 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

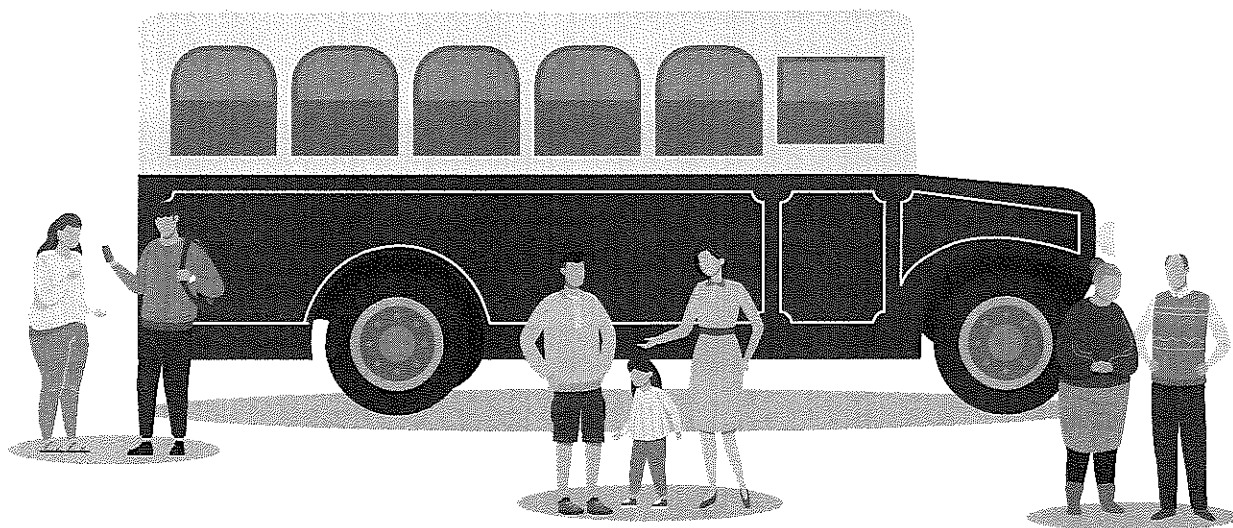
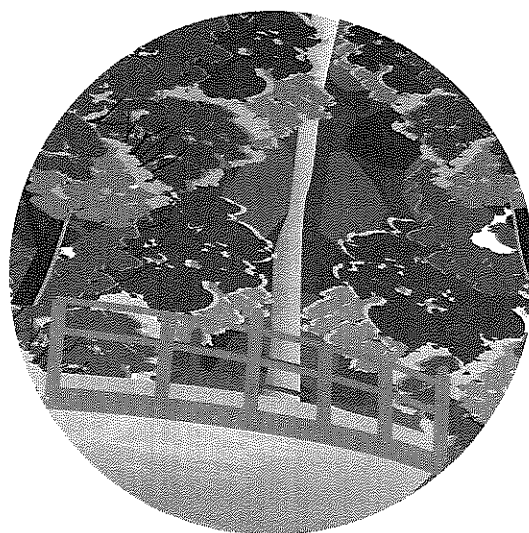
- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

山北町

地域公共交通計画



令和6年3月



神奈川県

山北町
Yamakita Town

ウ. 不採算路線の赤字額、補助金支出額

新松田西丹沢線の赤字額は平成30年と比較すると減少しており、令和4年度では11,350千円となっています。これに対して国と県から補助金が交付されており、令和4年度では約13,808千円を補助しています。

■新松田西丹沢線の赤字額と補助金支出額の推移

単位：千円

	H30	H31	R2	R3	R4
赤字額	18,164	15,663	16,602	16,771	11,350
補助金支出額	11,228	13,950	12,478	13,840	13,808

出典：富士急モビリティ株式会社

② 山北町内循環バス

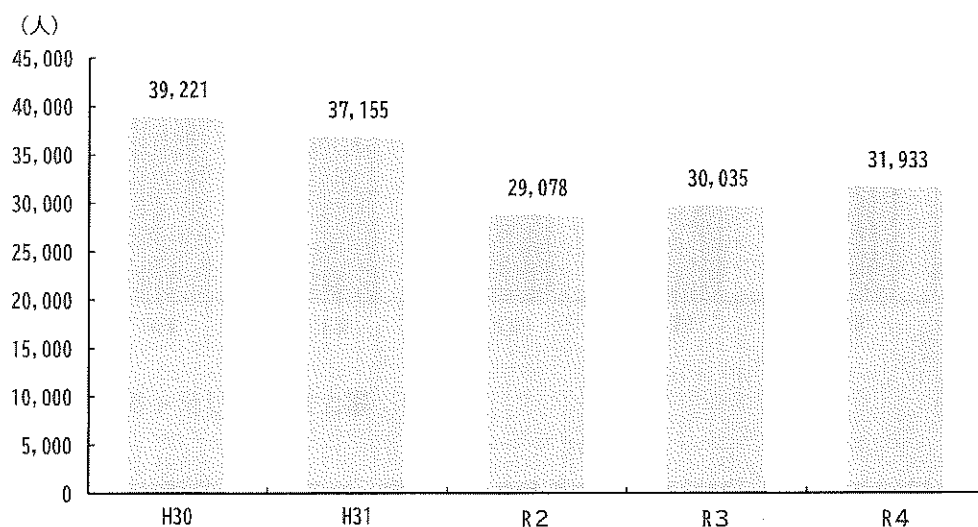
ア. 路線状況

町が運行している山北町内循環バスは、山北駅を中心に町内各地域を結ぶ町民の移動手段の1つとして重要な役割を担っている公共交通機関であり、東部循環、西部循環、南部循環が主な路線となっています。山北地域内が主な運行エリアとなりますが、山北駅、新松田駅間の運行も行っており、富士急モビリティが運行業務を受託しています。

イ. 利用者数

利用者数は、路線バスと同様に新型コロナウイルス感染症の発生した令和2年に大きく減少しました。以降、徐々に利用者数は回復しており、現状は平成30年の利用者数の約80%まで回復している状況です。

■山北町内循環バス利用者数の推移



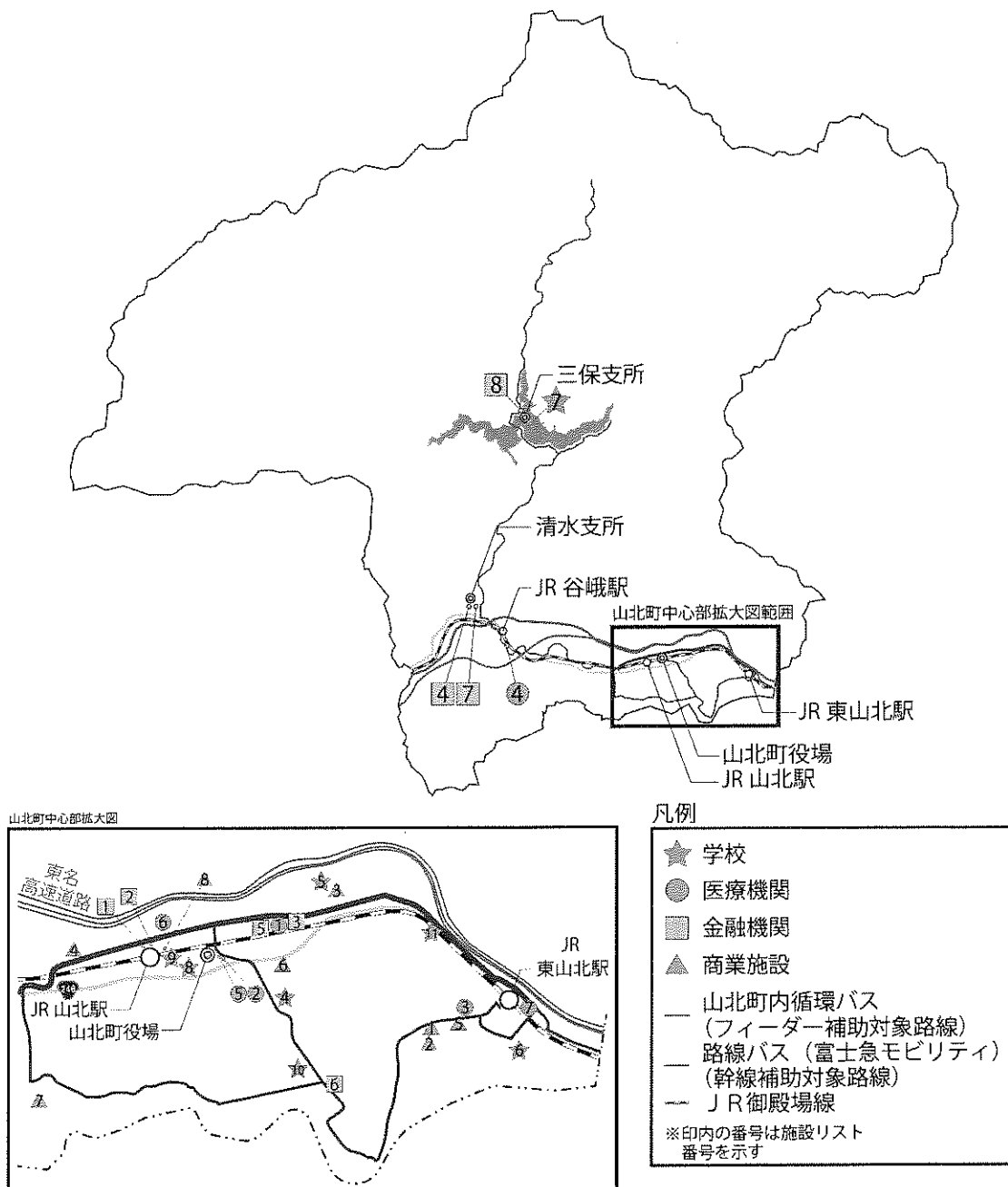
出典：山北町企画総務課

ウ. 今後の方向性

現在、町民の主な移動手段は自家用自動車ですが、山北町内循環バスは、高齢化が進む中、運転免許証返納後の移動手段の1つとしてニーズがある一方で、運行便数が十分でないことや山北地域内のみの運行であることなど利便性の面で課題もあります。

また、近年の運行委託料の増加や車両の老朽化などにより、今後、町財政を圧迫することも懸念されています。

山北町内循環バスは、将来にわたり町民や来訪者など誰もが使いやすい公共交通サービスとして重要な役割を担っていますが、町の財政負担だけでは運行の維持が難しいため、町内を運行する東部・西部・南部循環については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用していく必要があります。



IV 将来像の基本理念と基本方針

1. 地域公共交通の将来像の基本理念の設定

住民・行政・交通事業者など本町にかかわる全ての方が、将来にわたり地域公共交通の維持に積極的に取り組み、安心して豊かな生活ができるまちの実現を目指し、本町における地域公共交通の将来像の基本理念を次のとおり設定します。

■山北町における地域公共交通の将来像の基本理念

みんなでつくり、みんなでまもる、いつまでも暮らしを支える地域公共交通

■山北町における地域公共交通の特性と役割

機能分類		対象交通モード	特性・役割
公共交通	基幹交通	J R 御殿場線	町内と町外の鉄道駅を結ぶ広域交通体系の骨格を形成し、町民の町外への通勤・通学の移動や、本町への来訪者の移動のための広域的な移動を支える役割を担う。
		富士急モビリティ	松田町の小田急線新松田駅から山北町に跨って運行されており、両町の各拠点を連絡し、通勤・通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光・レジャーなど多様な目的の移動を担っている。
	地域交通	山北町内循環バス	山北駅を起点に山北、岸、向原地区で運行しており、山北駅～新松田駅間も併せて運行している。児童・生徒の通学や、町民の買い物等の移動手段としての役割を担っている。
		タクシー	他の交通機関が運行していない時間帯を補完するとともに、住民及び来訪者の移動等に対して、柔軟に対応可能な移動手段としての役割を担っている。
その他交通		共和福祉バス	共和地区住民の移動手段として地元が事業主体となり、町からの補助金を活用して運行している。共和地区で利用登録された方のみが利用できる。
		小中学校 スクールバス	清水・三保地区の児童・生徒が、山北地区の小中学校へ通学するための移動手段として運行している。
		外出支援サービス (おでかけ号)	公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障がい者の移動手段として運行している。町が町社会福祉協議会へ委託して実施している福祉有償運送である。

2. 計画目標の達成状況を評価するための評価指標等の設定

本計画に定められた基本方針及び目標に応じた達成度を評価するため、次のとおり評価指標・目標値を設定します。

基本方針1 使いやすく移動しやすい地域公共交通ネットワークの構築

■目標1

地域の実情に対応した持続可能な移動手段の確保

■指標

指標	現況値 (R4)	目標値 (R10)
山北町内循環バスの利用者数	31,933人/年	37,000人/年
山北町内循環バスの収支率	0.22	0.18

※利用者数は「町内循環ルート」、「新松田駅⇄山北駅」の合計利用者数（富士急モビリティ㈱提供）。

収支率は収入額（運賃）/支出額（委託料）により算出。いずれも新型コロナ影響前の実績値への回復を目指す。

基本方針2 町民や来訪者にとって利用しやすい公共交通サービスの提供

■目標2

将来にわたる公共交通サービスの提供

■指標

指標	現況値 (R4)	目標値 (R10)
J R 御殿場線の利用者数	1,247人/日	1,500人/日
富士急モビリティの利用者数	61,171人/年	68,000人/年

※J R 御殿場線の利用者数は「東山北駅」、「山北駅」、「谷峨駅」の合計日利用者数で、現況値は令和3年度の実績（出典：神奈川県交通関係資料集）。富士急モビリティの利用者数は「新松田駅⇄西丹沢ビクターセンター」、「新松田駅⇄山北駅」の2路線の合計年利用者数（富士急モビリティ㈱提供）。いずれも新型コロナ影響前の実績値への回復を目指す。

■目標3

分かりやすく利用したくなるような情報の提供

■指標

指標	現況値 (R4)	目標値 (R10)
公共交通マップの作製	0	1

※公共交通マップとは、地域の鉄道、路線バス、コミュニティ交通、その他交通機関のルートや駅・バス停、ダイヤ、運賃、利用に関する情報などを掲載したもので、地域にどのような乗り物があるのかを広く周知するためのツールのこと。

VI 計画の評価と達成状況の評価

1. 評価方法

実施スケジュールに沿って事業を実施した後、進捗状況や成果を定期的に把握・モニタリングし、計画の達成状況进行评估します。その評価結果を踏まえて改善策を検討した上で、改めて事業を実施し、目標達成へと近づけていきます。

事業の推進や必要に応じた計画の見直しを行うため、計画の策定(Plan)、事業の実施(Do)、進行管理・評価の実施(Check)、評価結果を受けた見直し・改善(Action)を繰り返すPDCAサイクルによる計画の進行管理を、山北町地域公共交通会議において行います。

基本的に、毎年開催する山北町地域公共交通会議の場において、本計画に記載する事業の進捗と評価を報告していくものとします。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理

Plan (計画)	地域公共交通計画に基づき、山北町地域公共交通会議が具体的な実施事業を検討し、計画策定を行います。
Do (実施)	目標を達成するために講じる実施事業を、実施スケジュールに沿って実施していきます。なお、目標達成に効果的につながるよう、各関係者が連携しながら推進します。
Check (評価)	目標を達成するために講じる実施事業が実施スケジュールに沿って進行されているか、また、目標が達成されているかについて、定期的に進行管理・評価を実施します。 目標については、設定した目標値への達成状況を確認します。
Action (改善)	実施事業の実施状況や目標の達成状況、さらには社会環境の変化などを踏まえ、取り組みの見直しや改善を図ります。

VII 参考資料

1. 山北町内循環バス運行事業について

(1) 運行目的

山北町内循環バスは、富士急湘南バス(株)※の路線撤退による沿線住民の移動手段の確保を目的に平成17年12月から運行を開始した。運行エリアは、山北、岸、向原地区とし、平成21年度からは山北駅・新松田駅間の運行も併せて実施している。また、ＪＲ御殿場線山北駅を発着地とし、東山北駅にもバス停が設置されているため鉄道とも接続している。

山北町内循環バスは、児童・生徒の通学や高齢者等の買い物・通院の移動手段として重要な役割を担うとともに、洒水の滝や河村城跡などを訪れる観光客の利用も多く見受けられる。
※現在の富士急モビリティ(株)

(2) 事業概要

山北町内循環バス運行事業概要は以下のとおりです。

事業主体	山北町								
運行形態	道路運送法第4条による運行業務委託（委託業者：富士急モビリティ(株)）								
運行ルート・ 運行便数	・町内循環ルート（東部、西部、南部循環） 平日：18本 土休日：12本 ・山北駅⇄新松田駅ルート 平日：14本 土休日：4本 ・山北駅⇄新松田駅(岸経由)ルート 平日：4本 土曜日：2本								
運行日	12月31日から1月3日までを除く全日								
運行車両	小型バス2台（レトロ調バス、ボンネット型バス）								
運賃	<table> <tr> <td>乳幼児</td><td>無 料</td></tr> <tr> <td>小学生</td><td>50 円（特例運賃）</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>100 円（特例運賃）</td></tr> <tr> <td>大 人</td><td>100 円（3km まで）、200 円（3km 以上）</td></tr> </table> 乗車券（20 枚綴り）小学生用（1,000 円）、中学生用（2,000 円）、大人（2,000 円）	乳幼児	無 料	小学生	50 円（特例運賃）	中学生	100 円（特例運賃）	大 人	100 円（3km まで）、200 円（3km 以上）
乳幼児	無 料								
小学生	50 円（特例運賃）								
中学生	100 円（特例運賃）								
大 人	100 円（3km まで）、200 円（3km 以上）								

(3) 事業に要する経費

業務委託料は、令和4年度までは概ね20,000千円であったが、令和5年度からは委託事業者の運転手不足など企業経営上の課題から大幅に増加している。この傾向は今後も続くことが懸念されており、安定的な運行を図るために「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用していく必要がある。

■事業費の状況

単位：円

年度	業務委託料(A)	運賃収入(B)	事業費(A)－(B)
令和2年度	19,957,000	3,951,875	16,005,125
令和3年度	19,945,000	4,280,400	15,994,600
令和4年度	20,430,000	4,513,278	15,916,722
令和5年度	23,143,000	※4,223,100	※18,919,900
令和6年度	※26,500,000	※4,507,745	※21,992,255

※令和6年度の(A)、令和5、6年度の(B)は予算額であるため、事業費は見込み額である。

(4) 利用実態等

近年の利用実績は次の通りであり、令和2年度はコロナ禍により利用実績が減少したものの、少しずつ回復の兆しが見られる。

■事業費の状況

単位：人

年度	町内循環ルート (A)	新松田駅～山北駅 (B)	新松田駅～山北駅(岸回り) (C)	合計 (A)+(B)+(C)
平成30年度	24,243	11,757	3,221	39,221
令和元年度	23,018	10,668	3,469	37,155
令和2年度	17,036	9,221	2,821	29,078
令和3年度	18,471	9,332	2,232	30,035
令和4年度	18,875	10,173	2,885	31,933

山北町内循環バス案内



利用料金

- ・乳幼児 無料
- ・小学生 50円(特例運賃)
- ・中学生 100円(特例運賃)
- ・大人 3kmまで100円
3km以上200円

乗車券

- ・小学生用 一冊 50円×20枚
1,000円(特例運賃)
- ・中学生用 一冊 100円×20枚
2,000円(特例運賃)
- ・一般用 一冊 100円×20枚
2,000円

※特例運賃
乗車距離にかかわらず、一律に
小学生50円、中学生100円

運行路線

- 山北東部循環
- 山北西部循環(平山先回り・岸先回り)
- 山北南部循環(東回り・西回り)

乗車券販売所

・町内循環バス車内、山北町役場会計課、
ふるさと交流センター

12月31日から1月3日まで運休

補助対象地域間幹線系統
新松田駅～西丹沢ビジターセンター線

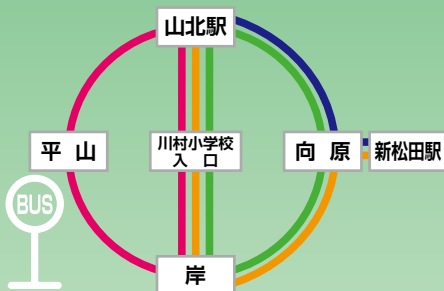
接続バス停
「山北駅」「向原」

新松田駅 発着系統一覧			
国07	松02	松62	箱77
小11	松04	松66	箱79
小12	松05	松71	箱83
小14	松07	松78	
山99	松51	松84	
開01	松53	松95	
松01	松54		



山北町内循環バス 時刻表

(令和8年4月1日現在)



東部循環 平日運行

新松田駅⇔山北駅間

西部循環 平日運行

山北駅⇔新松田駅間

(平山先回り)

(岸回り)

買い物や通院など
お出かけの際に
ぜひご利用ください!



運賃

- ・ 乳幼児 無料
- ・ 小学生 50円 (特別運賃)
- ・ 中学生 100円 (特別運賃)
- ・ 大人3kmまで 100円
- ・ 〃 3km以上 200円

※特別運賃

乗車距離にかかわらず、一律に
小学生50円、中学生100円です。

乗車券

- ・ 小学生用 1冊50円×20枚
1,000円 (特別運賃)
- ・ 中学生用 1冊100円×20枚
2,000円 (特別運賃)
- ・ 一般用 1冊100円×20枚
2,000円

乗車券販売所

- ・ 町内循環バス 車内
- ・ 役場会計課
- ・ ふるさと交流センター

東部循環 平日運行

向原(発)	7:25
村雨	7:26
山北高校前	7:26
東山北駅前	7:28
下本村	7:29
原耕地	7:30
原耕地上	7:31
丸山入口	7:32
宿	7:32
柑橘果工前	7:33
西河原	7:34
三菱ガス化学前	7:34
がら瀬	7:35
南原	7:36
岸	7:36
西谷戸	7:37
川村小学校入口(着)	7:37

(※)

(※)はバス車両で運行、土休日は
すべてワゴン車両で運行
状況により車両が異なる場合があります

西部循環(平山先回り) 平日運行

山北駅(発)	15:15	15:50
上清水	15:16	15:51
役場入口	15:16	15:51
宮地	15:18	15:53
川村小学校入口	15:19	15:54
西谷戸	15:20	15:55
岸	15:21	15:56
南原	15:21	15:56
がら瀬	15:22	15:57
三菱ガス化学前	15:23	15:58
西河原	15:24	15:59
柑橘果工前	15:24	15:59
宿	15:25	16:00
丸山入口	15:26	16:01
原耕地上	15:27	16:02
原耕地	15:27	16:02
下本村	15:28	16:03
東山北駅前	15:29	16:04
山北高校前	15:31	16:06
村雨	15:31	16:06
向原	15:33	16:08
高松山入口	15:35	16:10
水上	15:36	16:11
山北中学校入口	15:36	16:11
堂山	15:37	16:12
岸入口	15:37	16:12
上清水	15:38	16:13
山北駅(着)	15:41	16:16

問合せ先 富士急モビリティ(株)

☎ 0465-82-1361

新松田駅⇔山北駅間

	平日				土休日			
新松田駅(発)	-	9:40	11:50	-	13:40	14:45	7:35	13:45
向原	-	9:48	11:58	-	13:48	14:53	7:43	13:53
高松山入口	-	9:50	12:00	-	13:50	14:55	7:45	13:55
山北中学校入口	-	9:51	12:01	-	13:51	14:56	7:46	13:56
山北駅(着)	-	9:55	12:05	-	13:55	15:00	7:50	14:00
山北駅(発)	8:35	10:05	12:00	13:05	14:20	-	13:00	-
山北中学校入口	8:38	10:08	12:03	13:08	14:23	-	13:03	-
高松山入口	8:38	10:08	12:03	13:08	14:23	-	13:03	-
向原	8:39	10:09	12:04	13:09	14:24	-	13:04	-
新松田駅(着)	8:50	10:20	12:15	13:20	14:35	-	13:15	-

(※)

山北駅⇔新松田駅間(岸回り)

	平日	土曜日	平日
山北駅(発)	-	17:35	9:00
宮地	-	17:38	9:03
川村小学校入口	7:37	17:39	9:04
岸	7:39	17:41	9:06
柑橘果工前	7:42	17:43	9:09
原耕地	7:45	17:47	9:12
向原	7:48	17:50	9:15
新松田駅(着)	7:57	17:59	9:24
山北駅(発)	8:15	-	-
向原	8:24	-	-
原耕地	8:27	-	-
柑橘果工前	8:29	-	-
岸	8:32	-	-
川村小学校入口	8:34	-	-
宮地	8:35	-	-
山北駅(着)	8:42	-	-

(※)

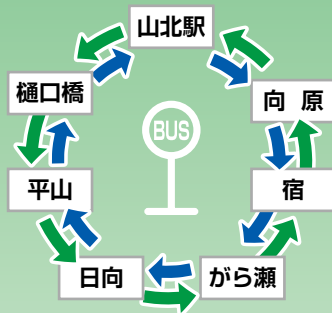
(※)

(※)



山北町内循環バス 時刻表

(令和8年4月1日現在)



南部循環東回り(向原先回り) 南部循環西回り(平山先回り)

「富士急バスコンシェルジュ」
よりバスの現在位置や遅延情報、
車内の混雑情報を確認できます。



上の画像より
アクセスできます

白地：全日運行 □土休日運行 12月31日から1月3日まで運休

南部循環 東回り(向原先回り)							
山北駅(発)	7:58	9:10	11:20	14:05	15:30	16:50	
上清水	7:59	9:11	11:21	14:06	15:31	16:51	
岸入口	7:59	9:11	11:21	14:06	15:31	16:51	
堂山	8:01	9:13	11:23	14:08	15:33	16:53	
山北中学校入口	8:01	9:13	11:23	14:08	15:33	16:53	
水上	8:01	9:13	11:23	14:08	15:33	16:53	
高松山入口	8:02	9:14	11:24	14:09	15:34	16:54	
向原	8:04	9:16	11:26	14:11	15:36	16:56	
村雨	8:05	9:17	11:27	14:12	15:37	16:57	
山北高校前	8:05	9:17	11:27	14:12	15:37	16:57	
東山北駅前	8:07	9:19	11:29	14:14	15:39	16:59	
下本村	8:08	9:20	11:30	14:15	15:40	17:00	
原耕地	8:09	9:21	11:31	14:16	15:41	17:01	
原耕地上	8:10	9:22	11:32	14:17	15:42	17:02	
丸山入口	8:11	9:23	11:33	14:18	15:43	17:03	
宿	8:11	9:23	11:33	14:18	15:43	17:03	
柑橘果工前	8:12	9:24	11:34	14:19	15:44	17:04	
西河原	8:13	9:25	11:35	14:20	15:45	17:05	
三菱ガス化学前	8:13	9:25	11:35	14:20	15:45	17:05	
がら瀬	8:14	9:26	11:36	14:21	15:46	17:06	
南原	8:15	9:27	11:37	14:22	15:47	17:07	
藤井いせセンター	8:16	9:28	11:38	14:23	15:48	17:08	
湯坂下	8:17	9:29	11:39	14:24	15:49	17:09	
湯坂公民館	8:18	9:30	11:40	14:25	15:50	17:10	
日向	8:20	9:32	11:42	14:27	15:52	17:12	
高瀬	8:21	9:33	11:43	14:28	15:53	17:13	
平山	8:22	9:34	11:44	14:29	15:54	17:14	
足柄橋	8:23	9:35	11:45	14:30	15:55	17:15	
樋口橋	8:24	9:36	11:46	14:31	15:56	17:16	
山北橋	8:25	9:37	11:47	14:32	15:57	17:17	
萩原中	8:25	9:37	11:47	14:32	15:57	17:17	
萩原	8:26	9:38	11:48	14:33	15:58	17:18	
馬場	8:27	9:39	11:49	14:34	15:59	17:19	
山北駅(着)	8:31	9:43	11:53	14:38	16:03	17:23	

(※)

(※)

問合せ先／富士急モビリティ(株) ☎0465-82-1361

南部循環 西回り(平山先回り)			
山北駅(発)	10:25	12:25	14:39
馬場	10:25	12:25	14:39
萩原	10:26	12:26	14:40
萩原中	10:26	12:26	14:40
山北橋	10:27	12:27	14:41
樋口橋	10:28	12:28	14:42
足柄橋	10:29	12:29	14:43
平山	10:30	12:30	14:44
高瀬	10:32	12:32	14:46
日向	10:33	12:33	14:47
湯坂公民館	10:34	12:34	14:48
湯坂下	10:35	12:35	14:49
藤井いせセンター	10:36	12:36	14:50
南原	10:37	12:37	14:51
がら瀬	10:38	12:38	14:52
三菱ガス化学前	10:39	12:39	14:53
西河原	10:40	12:40	14:54
柑橘果工前	10:40	12:40	14:54
宿	10:41	12:41	14:55
丸山入口	10:42	12:42	14:56
原耕地上	10:43	12:43	14:57
原耕地	10:43	12:43	14:57
下本村	10:44	12:44	14:58
東山北駅前	10:45	12:45	14:59
山北高校前	10:47	12:47	15:01
村雨	10:47	12:47	15:01
向原	10:49	12:49	15:03
高松山入口	10:51	12:51	15:05
水上	10:52	12:52	15:06
山北中学校入口	10:52	12:52	15:06
堂山	10:53	12:53	15:07
岸入口	10:53	12:53	15:07
上清水	10:54	12:54	15:08
山北駅(着)	10:58	12:58	15:12

(※)

御殿場線山北駅 時刻表	
上り	下り
5:35	
5:58	6:03
6:29	6:30
7:00	7:00
7:33	7:33
8:15	8:16
8:56	8:56
9:58	9:36
	10:17
	10:42 ^㉙
10:55	10:43 ^㉙
	11:15 ^㉙
11:49	11:28 ^㉙
12:53	12:20
13:56	13:23
14:43	14:16
15:15	15:15
15:47	15:47
16:13	
16:46	16:32
17:14	17:03 ^㉙
17:33	17:33
18:09	18:09
18:48	18:38
	19:04
19:31	19:28 ^㉙
	19:52
20:29	20:29
	21:09
21:19	21:37
22:14	22:14
22:49	23:19
	24:05 ^㉙

令和8年3月14日改正
㉙ 平日のみ ㉚ 土日祝日のみ
㉛ は山北駅止まり

14 神奈川県

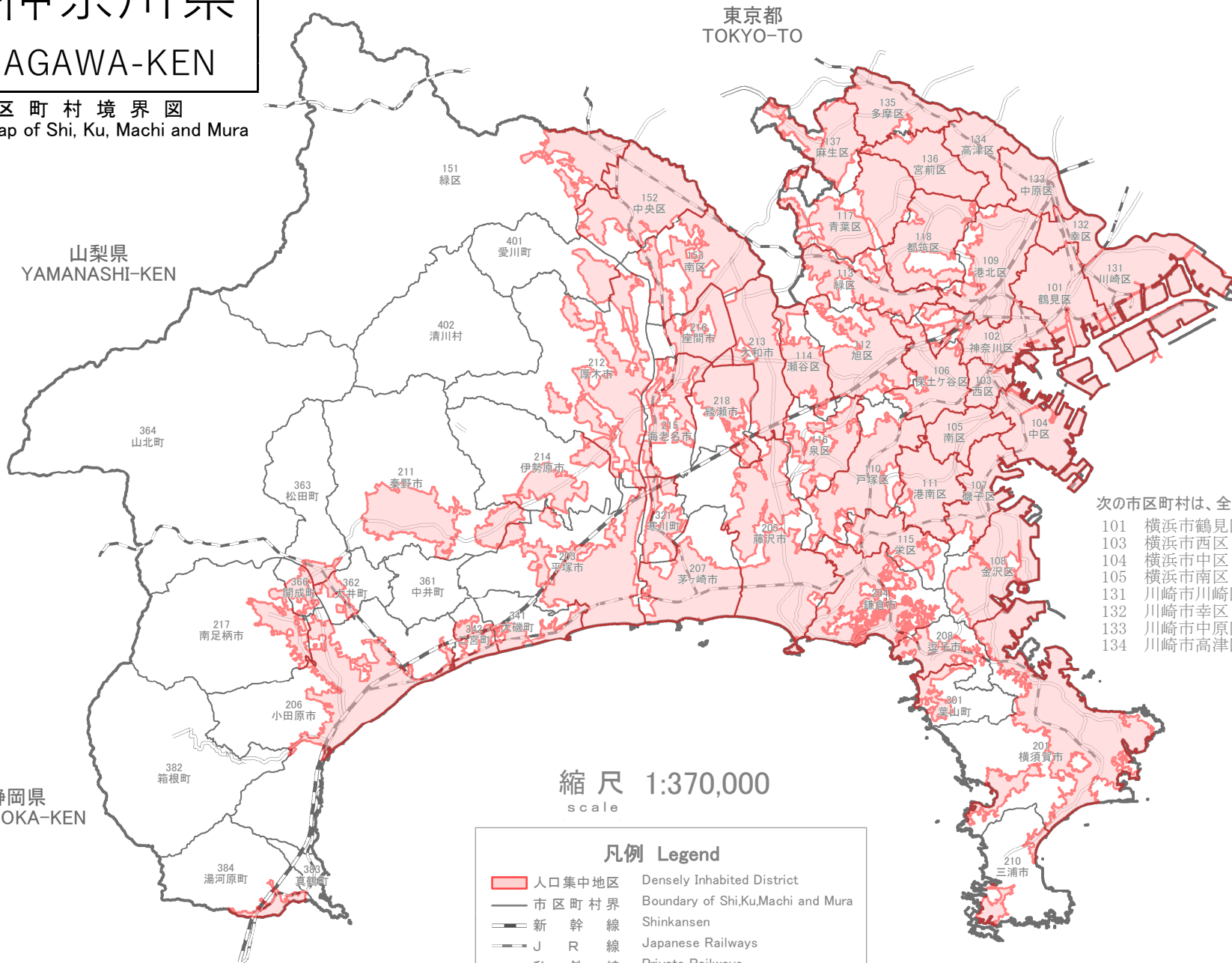
KANAGAWA-KEN

市区町村境界図
Boundary Map of Shi, Ku, Machi and Mura

東京都
TOKYO-TO

山梨県
YAMANASHI-KEN

静岡県
SHIZUOKA-KEN



次の市区町村は、全域が人口集中地区である。

101	横浜市鶴見区	Yokohama-shi Tsurumi-ku
103	横浜市西区	Yokohama-shi Nishi-ku
104	横浜市中区	Yokohama-shi Naka-ku
105	横浜市南区	Yokohama-shi Minami-ku
131	川崎市川崎区	Kawasaki-shi Kawasaki-ku
132	川崎市幸区	Kawasaki-shi Saiwai-ku
133	川崎市中原区	Kawasaki-shi Nakahara-ku
134	川崎市高津区	Kawasaki-shi Takatsu-ku

縮尺 1:370,000
scale

凡例 Legend

	人口集中地区	Densely Inhabited District
	市区町村界	Boundary of Shi,Ku,Machi and Mura
	新 幹 線	Shinkansen
	J R 線	Japanese Railways
	私 鉄 線	Private Railways
201	市区町村番号	Code for Shi,Ku,Machi and Mura